

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ " ）	1
◎告示（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部改正（地域農業推進課、水産流通課）	1
◎告示（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部改正（ " ）	1
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（7件）（ " ）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	5
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	5
○道路の供用開始（道路課）	5
公告	
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	5
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	5
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	6
正誤	
○正誤（平31・3・5付け 監査公表）	7

告 示

高知県告示第190号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
 宿毛市立沖の島 宿毛市沖の島町弘瀬344 平26・7・1
 へき地診療所弘瀬出張所
 大野見村歯科診療所 高岡郡中土佐町大野見吉野14番 " " "

高知県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
 医療法人間崎会 香美市香北町永野1979 平30・3・1
 間崎病院

高知県告示第192号

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第22条第2号の規定により地方卸売市場の開設者である法人の住所の変更について届出があったので、平成23年4月高知県告示第236号（地方卸売市場の開設者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

表の21の項中「須崎市池ノ内1146－1」を「須崎市大間東町4番2号」に改める。

高知県告示第193号

高知県卸売市場条例（昭和46年高知県条例第39号）第22条第2号の規定により地方卸売市場の卸売業者である法人の住所の変更について届出があったので、平成23年4月高知県告示第237号（地方卸売市場の卸売業者及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

表の24の項中「須崎市池ノ内1146－1」を「須崎市大間東町4番2号」に改める。

高知県告示第194号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所
 吾川郡いの町寺川字名ノ川108の13・108の15（以上2筆国有林）
 （2）保安林として指定された目的
 水源の涵養
 （3）解除の理由
 道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所
 吾川郡いの町寺川字名ノ川108の13・108の15（以上2筆国有林）
 （2）保安林として指定された目的
 公衆の保健
 （3）解除の理由
 道路用地とするため

高知県告示第195号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 吾川郡仁淀川町大植字黒滝1886・字箱谷4706（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 2 保安林として指定された目的
 水源の涵養
 3 解除の理由
 鉱業用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第196号

平成30年9月高知県告示第746号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
 （1）登記簿記載の住所

<p>福岡市南区塩原322番地2</p> <p>(2) 氏名 中西 泰資</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和57年7月農林水産省告示第1244号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第197号 平成30年9月高知県告示第751号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙1309番地 イ 氏名 松岡 松太郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市野里町6番19-804号 イ 氏名 川島 伸平</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丙1136番地 イ 氏名 川島 岩太郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市太秦661番地2 イ 氏名 川島 岩太郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丁256番イ号地 イ 氏名 吉中 徳嘉</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市金田町三丁目155番地7 イ 氏名 谷 初男</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>安芸郡東洋町野根丁256番地</p> <p>イ 氏名 吉中 吉男</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丁94番地 イ 氏名 吉中 久義</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村久木38番地 イ 氏名 川島 春吉</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町東島648番地2 イ 氏名 竹内 啓修</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡田野町743番地1 イ 氏名 田野町土地改良区</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 兵庫県神戸市長田区長田天神町二丁目4番12号 イ 氏名 服部 重忠</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町与床372番地 イ 氏名 西岡 浅太郎</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 神戸市長田区長田天神町二丁目1番地119 イ 氏名 服部 重忠</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町与床10番屋敷 イ 氏名 西岡 熊之助</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐市蓮池3202番地28 イ 氏名 杉本 昌容</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1186番地8 イ 氏名 窪内 稲穂</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町甲855番地</p>	<p>イ 氏名 都築 晴子</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 大阪府大阪市東淀川区下新庄五丁目7番19号 イ 氏名 石川 徹</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高知市梅ノ辻140番地 イ 氏名 馬地 保幸</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町高須362番地 イ 氏名 秋山 清春</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東豊永村岩原739番地 イ 氏名 下村 啓明</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東豊永村岩原81番屋敷 イ 氏名 下村 仲次</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東豊永村岩原1025番地 イ 氏名 岡崎 金次</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡崎 藤次</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村岩原935番地 イ 氏名 三谷 宮重</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町岩原935番地 イ 氏名 三谷 長繁</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 南国市大埦甲1482番地1 イ 氏名 竹田 良市</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池2014番地 イ 氏名</p>
--	---	---

<p>(30)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村大柵1969番地 イ 氏名 笹 時寛</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村神池85番屋敷 イ 氏名 森本 糺</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 高知市西秦泉寺395番地2 イ 氏名 竹田 喬浩</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年2月農林水産省告示第204号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第198号 平成30年9月高知県告示第753号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村野友甲1495番地 イ 氏名 井津 健助 (2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村宗ノ上22番屋敷 イ 氏名 山崎 徳治 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村宗ノ上24番屋敷 イ 氏名 浜渦 亀寿 (4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村宗ノ上350番地 イ 氏名</p>	<p>山崎 鶴一 (5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町5464番地2 イ 氏名 仁井田 和久</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙2584番地12 イ 氏名 山下 剛利</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田15番屋敷 イ 氏名 山本 繁馬</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田47番地2 イ 氏名 大久保 隆司</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村宗ノ上250番地 イ 氏名 山崎 丑</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村長山7番屋敷 イ 氏名 和田 清次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕町二丁目49番地7 イ 氏名 山本 幸二郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 大阪市東淀川区上新庄町一丁目60番地 イ 氏名 西山 弘明</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年3月農林水産省告示第310号（三に限る。） (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第199号 平成30年10月高知県告示第800号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指</p>	<p>定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津1506番地6 イ 氏名 池田 禎作 (2)ア 登記簿記載の住所 岐阜県岐阜市茜部本郷三丁目144番地1 イ 氏名 川崎 敬勝 (3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2234番地 イ 氏名 池田 禎作 (4)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市野里町6番19-804号 イ 氏名 川島 伸平 (5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町小川1106番地 イ 氏名 三谷 菊 (6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町小川384番地 イ 氏名 小川 勝一 (7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2388番地 イ 氏名 清岡 寛一郎 (8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路456番地 イ 氏名 乾 玉猪 (9)ア 登記簿記載の住所 愛知県春日井市篠木町七丁目2600番地 イ 氏名 久保 尊雄 (10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路430番地 イ 氏名 山下 幸一</p>
--	--	---

<p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙2667番地20 イ 氏名 南 穂積</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町岩丸910番地 イ 氏名 五味 守男</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路2214番地 イ 氏名 岩城 明信</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路1525番地3 イ 氏名 畠中 一男</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路541番地 イ 氏名 甫木 兼春</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 福岡市西区下山門1634番地37 イ 氏名 岩城 幸</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村久木37番地 イ 氏名 内原 兼実</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路385番地1 イ 氏名 甫木 計夫</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 兵庫県川西市清和台東二丁目3番地51 イ 氏名 伊吹 敏之</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年2月農林水産省告示第118号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第200号</p>	<p>平成30年10月高知県告示第803号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を東洋町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町河内61番地3 (2) 氏名 近藤 丞億</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年12月農林水産省告示第1654号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第201号</p> <p>平成30年10月高知県告示第813号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 横浜市港南区日野町2293番地99 イ 氏名 谷藤 洋</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市桜馬場39番地 イ 氏名 坂本 昌三郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市小津町12番地1 イ 氏名 坂本 昌三郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市入明町1番地 イ 氏名 坂本 雅</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年1月農林水産省告示第77号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第202号</p> <p>平成30年12月高知県告示第991号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月22日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 兵庫県伊丹市森本字柳田303番地7 イ 氏名 片岡 勝昭</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕934番地 イ 氏名 岡村 直重</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕1293番地2 イ 氏名 岡村 忠男</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕1290番地 イ 氏名 岡村 則行</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕2988番地 イ 氏名 片岡 知一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕3367番地 イ 氏名 片岡 末喜</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕731番地 イ 氏名 岡村 良和</p>
---	---	---

- (8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡越知町越知甲1791番地
イ 氏名
片岡 林
- (9)ア 登記簿記載の住所
高岡郡尾川村南ノ川耕2995番地
イ 氏名
片岡 利勝
- (10)ア 登記簿記載の住所
高岡郡尾川村南ノ川耕866番地
イ 氏名
岡村 吉知
- (11)ア 登記簿記載の住所
高岡郡越知町越知甲2310番地
イ 氏名
片岡 民夫

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年7月農林省告示第1297号（一に限る。）
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第203号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成31年3月22日
高知県知事 尾崎 正直

池ノ浦加入区
高知県告示第204号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年3月高知県告示第129号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成31年3月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
平成31年3月22日
高知県知事 尾崎 正直

池ノ浦加入区
高知県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年3月22日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川村いの町大内字大平山4281番1から 吾川村いの町大内字ハシメ ン2353番1まで	320	平成31年3月22日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、春野町中央土地改良区の定款の変更を平成31年3月12日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年3月22日
高知県知事 尾崎 正直

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第1号

監査委員事務局
高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年3月22日
高知県代表監査委員 植田 茂

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令
高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第40条第2項中「事前監査の」を「事務局監査の」に、「事前監査結果報告書」を「事務局監査結果報告書」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年3月22日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月22日
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2の4の表中

1日当たり 1,800円	業務に従事した時間が、引き続き2時間以上4時間未満であること。	業務に従事した時間が、正規の勤務時間以外において引き続き2時間以上4時間未満であること。	
-----------------	---------------------------------	--	--

を

1日当たり 2,700円	業務に従事した時間が、引き続き3時間以上4時間未満であること。	業務に従事した時間が、正規の勤務時間以外において引き続き3時間以上4時間未満であること。	
1日当たり 1,800円	業務に従事した時間が、引き続き2時間以上3時間未満であること。	業務に従事した時間が、正規の勤務時間以外において引き続き2時間以上3時間未満であること。	

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**海 区 漁 業 調 整
 委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第87号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成31年3月18日に次のとおり指示した。

平成31年3月22日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（採捕の制限）

- 1 浦ノ内湾において、2に定める区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - （1） 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）
 - （2） 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合
 （制限区域）
- 2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。
 - （1） A区域（天皇洲の区域）
 次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域
 点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
 点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
 点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
 点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
 点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒
 - （2） B区域（宇佐大橋の南西側の区域）
 次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域
 点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
 点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
 点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
 点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
 点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒
 （殻長の制限）
- 3 1の（2）の承認を受けた者にあつては、殻長3センチメートル未満のあさりを採捕してはならない。
 （標識の携帯）
- 4 1の（2）の承認を受けた者にあつては、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。

（報告書の提出）

- 5 1の（2）の承認を受けた者にあつては、四半期ごとに、別に定める様式によりあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
 （承認の取消し）
- 6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の（2）の承認を取り消すことができる。
 （事務の取扱い）
- 7 この指示に定めるもののほか、1の（2）の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。
 （指示の有効期間）
- 8 この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平31・3・5	10118	○監 査公 表	8	左 (32・33)	平成28年度地域ため第5241-803号西山2期地区地域ため池総合整備新畑 2号池堤体工事	平成28年度地域ため第5241-803号西山2期地区地域ため池総合整備振畑 2号池堤体工事